

平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

記載例

平成 31 年 1 月 15 日

大洲市長 宛

【申告者】

〒 795-8601

住所又は所在地

大洲市大洲690番地の1

(フリガナ) オオズ タロウ

氏名又は名称

大洲 太郎

代表印

電話 0893 - 24 - 2111

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

なお、被災償却資産が大洲市以外に所在していた場合は、被災償却資産の所在した他市町村に対し、大洲市がその課税状況等を照会することに同意します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産	大洲 太郎	大洲市大洲690番地	大洲市大洲690番地
被災償却資産	大洲 太郎	大洲市大洲690番地	大洲市大洲690番地

※ 代替償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。

被災償却資産：平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価格 (円)
構築物及び建物附属設備		
機械及び装置	1	700,000
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品	1	350,000
合計	2	1,050,000

3 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

り災証明・減免の有無	証明交付・減免適用市町村
有(り災証明・償却減免)・無	大洲市・大洲市以外(市/町/村)

平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例について

1 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

ア 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替されることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなる年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 平成30年7月豪雨により被災した償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの。（※修繕費は含まれません。）

(2) 取得期限

平成30年7月7日から平成35年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

(3) 特例率

取得又は改良の翌年度から4年度分に限り、該当償却資産の課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

(2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類

（り災証明書[写]、更正通知書[写]、被災状況が分かる写真等）

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成30年度償却資産申告書及び種類別明細書[写]等）

(5) 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳に登録されていないことを証する書類

（被災償却資産を除却又は売却等により処分したことがわかる書類[写]等）

※ (3)は、大洲市で平成30年7月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。

(4)及び(5)は、大洲市で被災した償却資産について大洲市でその代替償却資産を取得する場合は提出不要です。

(6) その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月6日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書[写]等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併又は分割承継法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○ 相続人の場合 相続人であることを証する書類（戸籍謄本[写]等）

○ 合併又は分割承継法人の場合 合併又は分割承継法人であることを証する書類（登記簿謄本[写]等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

4 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日

5 提出先

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市役所 税務課

6 申告書記載要領（代替償却資産対照表の記載要領は対照表の裏面にあります。）

(1) (申告者)住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者)氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。各欄の□（「申告者と同じ」等）に該当する場合は、記載に代えて、□にチェックを入れてください。

(4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(5) 平成30年7月豪雨に係るり災証明交付・償却資産減免状況

平成30年7月豪雨に係るり災証明交付・償却資産減免の有無と、交付・減免を受けた市町村を記載してください。（大洲市外でり災証明交付・償却資産減免を受けた方は、証明書の写し・更正通知書の写しを添付してください。）